

奈良市公報

第130号

令和6年10月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
9	30	46	奈良市公報号外第25号に掲載	子ども育成課

告示

月	日	番号	件名	主管
9	17	489	奈良市公報号外第25号に掲載	子ども育成課
9	18	490	令和6年度市・県民税納税通知書の公示送達	市民税課
9	18	491	放置自転車等の保管	環境政策課
9	18	492	放置自転車等の保管	環境政策課
9	24	493	奈良市公報号外第25号に掲載	保育所・幼稚園課
9	26	494	放置自転車等の保管	環境政策課
9	26	495	なら工芸館の臨時休館	産業政策課
9	26	496	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
9	26	497	障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
9	26	498	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)	障がい福祉課
9	26	499	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	26	500	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
9	27	501	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	27	502	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	27	503	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	27	504	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	27	505	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	27	506	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	27	507	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	27	508	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
9	27	509	令和6年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
9	30	510	放置自転車等の保管	環境政策課

訓令甲

月	日	番号	件名	主管
9	26	5	奈良市公報号外第25号に掲載	人事課
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
9	24	56	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
9	20	17	定例教育委員会の開催	教育政策課
9	27	7	奈良市公報号外第25号に掲載	教育政策課

告 示

奈良市告示第490号

令和6年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和6年9月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 送達をすべき文書

令和6年度市・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

別紙に記載

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和6年9月18日揭示済)

奈良市告示第491号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年9月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年9月4日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和6年9月18日揭示済)

奈良市告示第492号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年9月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年9月11日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和6年9月18日揭示済)

奈良市告示第494号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年9月18日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和6年9月26日揭示済)

奈良市告示第495号

なら工芸館条例(平成12年奈良市条例第32号)第3条の4第2項の規定により、令和6年10月31日午後0時から午後6時まで、同年11月20日及び同月26日に、なら工芸館を休館します。

令和6年9月26日

奈良市長 仲川元庸
(令和6年9月26日揭示済)

奈良市告示第496号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を廃止したので、同法第21条の5の25第2号の規定に基づき告示する。

令和6年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100392	株式会社さくらサポート	582-0005	大阪府柏原市法善寺四丁目272-11	放課後デイさくらサポート	630-8233	奈良県奈良市小川町1番地	放課後等デイサービス

(令和6年9月26日揭示済)

奈良市告示第497号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を廃止したので、同法第51条の30第1項第2号の規定に基づき告示する。

令和6年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和6年3月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100652	一般社団法人ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1	相談支援るーぷ	630-8141	奈良県奈良市南京終町四丁目337番地1	地域移行支援

(令和6年9月26日揭示済)

奈良市告示第498号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定(更新)したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和6年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和6年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2920100175	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市杣ノ川町50番地の1	すこやかホーム	632-0112	奈良県奈良市針ヶ別所町1601-1	共同生活援助	令和12年5月31日

(令和6年9月26日揭示済)

奈良市告示第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年9月26日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 令和6年4月4日 奈良市指令整開 第23A-40号
 令和6年8月26日 奈良市指令整開 第23A-40-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 開発行為 令和6年9月26日 第1912号
 公共施設 令和6年9月26日 第965号
- 3 開発区域に含まれる地域
 奈良市南登美ヶ丘3351番1及び3351番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大阪府中央区城見一丁目2番27号
 株式会社 プレサンス住販 代表取締役 山岸 嘉章
- 5 公共施設の種類の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
 奈良市南登美ヶ丘3351番1の一部
 - (2) 下水道
 奈良市南登美ヶ丘3351番1の一部

(令和6年9月26日揭示済)

奈良市告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年9月26日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
 令和6年8月2日 奈良市指令整開 第24A-8号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 開発行為 令和6年9月26日 第1913号
- 3 開発区域に含まれる地域
 奈良市学園大和町五丁目50番5、50番6及び50番7
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 奈良市学園大和町五丁目50番地5
 大竹 純平

(令和6年9月26日揭示済)

奈良市告示第501号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により今在家町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市今在家町52番地	奈良市今在家町34番地
代表者の氏名 及び住所	樋口 徹 奈良市今在家町52番地	平野 康隆 奈良市今在家町34番地

2 変更の年月日

令和6年1月21日

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第502号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

1 回目

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市須川町1880番地	奈良市須川町1413番地
代表者の氏名 及び住所	有埜 和彦 奈良市須川町1880番地	松岡 友一 奈良市須川町1413番地

2 回目

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市須川町1413番地	奈良市須川町1705番地
代表者の氏名 及び住所	松岡 友一 奈良市須川町1413番地	荻田 晴彦 奈良市須川町1705番地

2 変更の年月日

1 回目 令和5年4月1日

2 回目 令和6年4月1日

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第503号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により山村町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	森 義勝 奈良市山町693番地	冨田 重徳 奈良市山町678番地

2 変更の年月日

令和6年2月11日

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第504号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	武田潤一郎 奈良市恋の窪一丁目17番16号	吉田忠浩 奈良市恋の窪一丁目19番15号

2 変更の年月日

令和6年4月1日

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第505号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により大慈仙町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	向家一郎 奈良市大慈仙町721番地の1	南幹夫 奈良市大慈仙町476番地の1

2 変更の年月日

令和6年4月1日

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第506号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により神殿栄町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市神殿町261番地の19	奈良市神殿町159番地の8
代表者の氏名 及び住所	田村昭一 奈良市神殿町261番地の19	風呂谷健晴 奈良市神殿町159番地の8

2回目

変更事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	奈良市神殿町159番地の8	奈良市神殿町162番地の6
代表者の氏名 及び住所	風呂谷健晴 奈良市神殿町159番地の8	大谷修 奈良市神殿町162番地の6

2 変更の年月日

1回目 令和5年3月21日

2回目 令和6年3月20日

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第507号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日元町二丁目572番地の6	奈良市学園朝日元町二丁目529番地の24
代表者の氏名 及び住所	藤田 義博 奈良市学園朝日元町二丁目572番地の6	松原 幸三 奈良市学園朝日元町二丁目529番地の24

2回目

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市学園朝日元町二丁目529番地の24	奈良市学園朝日元町二丁目529番地の51
代表者の氏名 及び住所	松原 幸三 奈良市学園朝日元町二丁目529番地の24	池田 浩章 奈良市学園朝日元町二丁目529番地の51

2 変更の年月日

1回目 令和5年4月9日

2回目 令和6年4月14日

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第508号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により永井町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

1回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	久保田 靖 奈良市南永井町344番地の14	蛭川 秀真 奈良市南永井町383番地の36

2回目

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	蛭川 秀真 奈良市南永井町383番地の36	植田 康司 奈良市南永井町甲387番地の17

2 変更の年月日

1回目 令和5年4月23日

2回目 令和6年4月28日

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第509号

令和6年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）第12条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和6年9月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 この決定通知書の発送年月日

令和6年6月13日

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和6年9月27日揭示済)

奈良市告示第510号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年9月30日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年9月24日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和6年9月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第56号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年9月24日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
K. t. service	岸谷 佑美	兵庫県川西市久代2丁目14-8N'sハイ	令和6年8月16日

		ツ204号	
株式会社Mavericks	代表取締役 平見 健二	大阪府松原市岡二丁目4番22号	令和6年8月21日

(令和6年9月24日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第17号

令和6年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和6年9月20日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和6年9月24日（火） 午後2時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）令和7年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について

議事

議案第27号 奈良市教育委員会公告式規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第11号）の一部改正について

議案第28号 奈良市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

議案第29号 「第二次奈良市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）実施について

傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和6年9月20日揭示済)